



税など

縦覧台帳と固定資産課税台帳を ご覧になれます

縦覧台帳の縦覧

縦覧とは、納税者が自己の土地・家屋の価格を同一町内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の内容などを確認するための制度です。

縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

場所 税務課

対象 町内に土地または家屋を所有する納税者

内容 町内の土地と家屋の所在地・面積・価格(所有者の名前や住所は除く)が記載された台帳の縦覧

※土地だけの納税者は土地の縦覧台帳、家屋だけの納税者は家屋の縦覧台帳に限りません

持ち物 本人確認ができる書類など

固定資産課税台帳の縦覧

縦覧とは、納税義務者や借地人・借家人などが関係する固定資産について、固定資産課税台帳を縦覧できる制度です。

縦覧期間 4月2日(月)から年間通じて

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

対象 固定資産の納税義務者と借地人・借家人などの関係者

場所 税務課

内容 該当する土地・家屋などの固定資産課税台帳

持ち物 ▼固定資産税の納税義務者：本人確認ができる書類など ▼借地人・借家人など：本人確認ができる書類などと借地人・借家人などであることを確認できるもの

固定資産路線価図を公開します

固定資産税の土地の評価について、納税者の方に理解を深めていただくために、固定資産路線価図を公開します。

公開日 4月2日(月)から年間通じて
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

場所 税務課

☎ 税務課課税第二係 ☎ 34・2113



暮らし・環境

再生自転車の販売

再生された自転車を、町民の皆さんに低価格で還元します。

日時 4月13日(金)午前9時～午後5時
4月14日(土)午前9時～正午

4月15日(日)午前9時～正午

場所 町民広場(町役場の西側)

価格 1000円()

台数 数台(1人1台)

抽選 4月16日(月)午前10時(自由見学)

※抽選終了後掲示。当選者には郵送で通知します。

引渡し 4月20日(金)(午前9時～午後5時)に土木管理課へお越しください。

※都合が悪い人は別途対応します。

☎ 土木管理課 ☎ 34・2115

浄化槽の清掃を 行いましょう

浄化槽が正常な働きを保つためには、清掃(汚泥引き抜き)が必要であり、清掃作業は法律で年1回以上行うことが義務付けられています。

皆さんの生活に欠かせない、きれいな水質を維持するためにも、必ず点検・清掃を行いましょう。その際、必ず田原本町の許可を受けた業者で行ってください。

清掃料 浄化槽の規模に応じた清掃料が必要です。

申込先(浄化槽清掃許可業者)

おおやまと環境整美事業協同組合

☎ 0745・52・2982

☎ 清掃工場(環境管理課)

☎ 33・5003

税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ

← 広告 →



夜間の納付（相談）窓口開設

平日仕事などで忙しく町税（介護保険料・後期高齢者医療保険料も含む）を納めることができない人のために、夜間に納付（相談）窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

日時 4月2日(月)・5日(木)・26日(木)、
5月1日(火)
午後5時15分～9時

場所 税務課

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

対象 重度の障がいのある人に対し、タクシーの基本料金分の助成が受けられる利用券を交付します。

対象 身体障害者手帳（1級・2級）または療育手帳（A1・A2）の交付を受けている人

申込方法 身体障害者手帳または療育手帳と印鑑を持って、健康福祉課障害福祉係へ。なお、昨年度の福祉タクシー利用券を持っている人は窓口へお持ちください。

☎ 健康福祉課障害福祉係

福祉タクシー制度の利用を



☎ 34・2090

老人無料入浴券の交付

町内の公衆浴場を、週3回（火・木・土曜日）利用できる入浴券（年間60枚）です。

対象 町内に居住する65歳以上の人

申込 本人確認ができるもの（運転免許証・保険証など）、印鑑を持って、長寿介護課高齢福祉係（☎ 34・2103）へ直接。

4月から特別障害者手当・障害児福祉手当の手当額が変わります

平成23年全国消費者物価指数の下落（対前年比0・3%）に伴い手当額が

4月30日(月)「昭和の日」の振替休日は、もえるごみの特別収集を行います

もえるごみの収集日が月・木曜日の地区は、午前8時30分までに所定の集積場へごみを出してください。

30日(月)は、清掃工場にごみを持ち込めます。（午後1時～4時/有料）
※ 10kg未満は10kgとみなします。

☎ 清掃工場（環境管理課） ☎ 33-5003

見直しされました。

特別障害者手当の額

平成23年度	26,340円
平成24年度	26,260円

障害児福祉手当の額

平成23年度	14,330円
平成24年度	14,280円

☎ 健康福祉課障害福祉係 ☎ 34・2090

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当の金額が変わります

平成23年全国消費者物価指数の下落（対前年比0・3%）に伴い手当額が見直しされました。

児童扶養手当の額

	平成23年度	平成24年度
全部支給 (月額)	41,550円	41,430円
一部支給 (月額)	41,540円 ～9,810円	41,420円 ～9,780円

特別児童扶養手当の額

	平成23年度	平成24年度
1級	50,550円	50,400円
2級	33,670円	33,570円

☎ 健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098

税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ

→ 広告 →